平成２３年（フ）第１６３号
兵庫県明石市二見町西二見1943番地の１　市住２棟101号、旧住所東京都立川市柏町４丁目12番地の５　フラット柏ハイツ203号
債務者　溝渕　弥生
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
松江市学園１丁目１番８―1101号　アーバンビュー学園１丁目、前住所松江市西川津町2652番地１
債務者　中上あゆみ（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８号
広島県福山市西新涯町１丁目１番10号、旧住所広島県福山市引野町１丁目18番12―502号
債務者　藤原　英俊
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１５５号
高知市上町５丁目５番27号
債務者　平山　糸見
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２０号
高知市宇津野20番地75
債務者　伊藤　繁喜
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２７８号
北九州市八幡西区紅梅１丁目７番３号
債務者　渡辺津也子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３２４号
北九州市小倉北区馬借２丁目３番10―206号
債務者　立岩　吉春
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３４１号
北九州市門司区大字畑2173番地６
債務者　山下　信子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７１号
青森県弘前市大字高田２丁目10番地４　レオパレス1999―203号
債務者　佐藤　栄美（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１００１号
名古屋市中川区下之一色町字北起86番地の３
債務者　葉山　　保
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６号
鹿児島県霧島市福山町福山4800番地６
債務者　朝稲　健一
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
鹿児島県鹿屋市新川町708番地　フェバリーVI101号
債務者　藤尾　敬子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
鹿児島県曽於市末吉町南之郷4704番地
債務者　重久みゆき（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
鹿児島県鹿屋市笠之原町2756番地１　若王子ニュータウンＣ棟
債務者　田畑　　聖（旧姓加治屋）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
千葉県松戸市栄町８丁目660番地の15
債務者　篠塚　武史
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３２８号
千葉県松戸市大金平５丁目345番地　アルカサール小金202号
債務者　千葉　明正
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８０８号
名古屋市北区中味鋺３丁目622番地　レヂデンス楠203号
債務者　西尾サイディングこと　西尾　公克
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部